

第五十二回帝國議會 衆議院

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案(政府提出) 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案(湯淺凡平君提出)

會議

昭和二年二月十九日(土曜日)午前十時 四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 堀田義次郎君

理事 山橋 儀重君

理事 山下 谷次君

理事 丸山 浪彌君

清水留三郎君 蟻川五郎作君

上埜安太郎君 熊谷五右衛門君

浦野 謙朗君 土屋清三郎君

同月四日委員建部遜吾君、十八日委員

八木逸郎君執レモ辭任ニ付其ノ補闕ト

シテ四日菅原英伍君、十八日堀田義次

郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十八日委員長八木逸郎君辭任ニ付

其ノ補闕トシテ十九日堀田義次郎君當

選セリ

同月十七日市町村義務教育費國庫負擔

法中改正法律案(湯淺凡平君提出)ノ審

査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

文部政務次官 田中 善立君

文部書記官 西山 政猪君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左

ノ如シ

湯淺 凡平君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

市町村義務教育費國庫負擔法中改正

法律案(政府提出)

市町村義務教育費國庫負擔法中改正

法律案(湯淺凡平君)提出

○山橋委員長代理 委員長ガ辭任致サ

レマシタカラ暫ク私此席ヲ汚シマス、

只今カラ市町村義務教育費國庫負擔法

中改正法律案委員會ヲ開會致シマス、

委員長ガ辭任致サレマシタカラ、其補

闕選舉ヲ致シタイト思ヒマスガ、如何

様ニ致シマセウ

○丸山委員 選舉ノ手數ヲ省キマシテ、

座長ノ指名ニ御願ヒ致シタイト思ヒマ

ス

○山橋委員長代理 御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○山橋委員長代理 サウスレバ堀田義

次郎君ニ御願ヒ致シタイト思ヒマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○山橋委員長代理 ソレデハ委員長ノ

御著席ヲ乞ヒマス

「山橋委員長代理委員長席ヲ退

キ堀田委員長代リ著席」

○堀田委員長 ソレデハ只今御推選ニ

依リマシテ、私ガ是ヨリ委員長ノ席ヲ

汚シマス、一寸御諮リヲ致シマスガ、政

府提出法律案ノ方ハ都合ニ依リ後廻シ

ニ致シマシテ、是ヨリ湯淺凡平君提出

ニ係ル市町村義務教育費國庫負擔法中

改正法律案ニ付テ審議ヲ進メタイト思

ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○堀田委員長 ソレデハ左様取計ヒマ

ス、ソレデハ先ツ審議ニ入ルニ先チマ

シテ、湯淺君ノ趣旨辯明ヲ許シタイト

思ヒマス

○湯淺委員 本案ノ提案ノ理由ハ、本

會議ニ於テ大體申述テ置キマシタガ、

要スルニ只今ノ義務教育費國庫負擔七

千萬圓、本年ノ豫算ニ於キマシテ更ニ

五百萬圓増加サレテ、七千五百萬圓ト

ナツテ居リマスノヲ、更ニ五千五百萬圓

ヲ加ヘテ約一億三千萬圓、即チ尋常科

小學校教員俸給ノ全部ヲ國庫ノ負擔ト

致シタイト云フノガ、此改正案ノ趣旨

デアリマス、隨テ法文ハソレニ準ジテ

改正スルコトニナツテ居リマス、申上ゲ

ル迄モナク、此事柄ハ全國ノ殆ド輿論

ト申シテモ差支ナイ、既ニ町村長會同ノ

際ナドニ於テモ屢問題トナリ、要求ト

ナツテ居ル次第デアリマス、殊ニ近來地

方町村ノ費用ハ非常ニ増加致シマシタ

爲ニ、町村民是ガ負擔ニ苦シンデ居ル

ノデ、何トカ致シテ是ガ輕減ノ方法ヲ

考ヘテヤラナケレバナラヌ事情ニ迫ッ

テ居リマスガ、差當ッテ如何ナル方法ニ

依テ此輕減ヲ圖ルカト云フコトニ付テ

ハ、相當ノ問題ガソコニ横ッテ居ル譯デ

アリマスケレドモ、差當リ地方町村總

費用ノ約五割ニ達セントスル程ノ教育

費ニ對シテ、國庫ガ補助スルコトハ最モ

簡單ニシテ且適切ナル方法ニアルト思

ヒマス、尤モ此事ニ關シ山橋君ヨリ御

尋ノ通り、一方デ地方費ノ補助ヲ致シ

テモ、他方デ之ヲ國費トシテ負擔セシ

メテハ、差引何ニモナラナイト云フコ

トデアリマシタ、國費ハ他ノ方法ニ依

テ私共ハ節減ノ餘地アリト考ヘテ居リ

マスガ、今日七千萬圓ノ國庫負擔ヲ受

ケマシテモ地方ハ助ッテ居リマスカラ

國費トシテ負擔シテハ何ニモナラナイ

ヤウデスガ、事實助ッテ居リマス故ニ、

更ニ之ヲ増額スレバ今ト同シ事情ニ於

テ、ヨリ良クナルノデアリマスカラ、負

擔輕減ノ點カラ言ッテモ、今日此金額ヲ

増加スルコトハ必要ト思ヒマス、ソレカ

ラ將來小學教員ノ境遇ヲ保障スル點

カラ申シテモ、地方ノ財政ガ益窮迫スル

場合ニ於テハ、其俸給ノ支拂ニモ差支

ヲ生ズル地方ガ現ハレテ來ルヤウニナ

レバ、教員ノ不安ガ段々増シテ往クト

思ヒマスノデ、尠クトモ全額ヲ國庫ニ

於テ負擔スルコトニナレバ、教員ノ安

心ハ非常ニ鞏固ニナルト考ヘマス、サ

ウ云フ風ニ致シマシテ義務教育費ヲ國

庫ニ負擔セシメテ、義務教育ノ完全ヲ

圖ル趣意デアリマス、之ヲ要約シテ申

セバ、教員俸給ノ支出ヲ確實ニシ、サウ

シテ地方費ノ輕減ヲ圖ル趣意デアリマ  
スドウゾ御賛成ヲ願ヒマス

○山橋委員 御提案ノ御趣旨ニハ私モ  
洵ニ同感デアリマス、先日本會議デ質  
問致シマシタガ、時刻ノ迫ッテ居リマス  
爲ニ、極メテ簡單ニ致シマシタノデ、其  
意ヲ盡サナイ所ガアリマシタカラ、之  
ヲ此席ニ於テ補足致シマス、是ハ重大ナ  
ル問題デ、唯全額「國庫負擔ニスレバ良  
カラウ」サウダト云フヤウニ簡單ニ  
片附ケル譯ニ參リマセヌ、私モ實ハ教  
員給全額國庫負擔ニスベシト云フ議論  
ヲ一時ヤツテ居リマシタガ、實際問題ト  
シテ考ヘテ見マシタ時ニ、茲ニ疑問ガ  
起ッテ來マシタ、ソレハ只今湯淺君御話  
ノ中ニ私ガ地方費ガ國費ニナルカラ同  
ジ國民ノ負擔ニナツテ何ニモナラナイ  
ト言ッタト云フ風ニ御了解ニナリマシ  
タガ、私ハサウ云フ風ニ考ヘテ居ラナ  
イノデ、地方費ガ國費ニナツテモ國民全  
體ノ負擔スル金額ハ異ナラナイケレド  
モ、其負擔者ガ異ッテ來テ負擔ノ公平ヲ  
期スルコトガ出來ルノデ、是ハ當然然  
ルベキコト、考ヘテ居ルノデアリマス  
ガ、私ノ心配スル點ハ二ツアリマシテ、  
其一點ハ義務教育費國庫負擔額ヲ增加  
スレバ、市町村ノ教育費ハソレダケ減  
ジナイデ——減ジテモ更ニ増加致シマ  
シテ、教育費ノ國家全體ノ費用カラ申  
シマスレバ、更ニ増加スルノデアリマ  
ス、ソレト云フノハ現在市町村ハ財政  
ニ餘裕ガ出來レバ教員ヲ優遇シ、教育

ノ爲ニ金ヲ投ジタイト云フ希望ガアリ  
マスカラ、負擔ガ輕減サルレバ幾分其  
ノ方ニ振向ケルト云フ熱心カラ、サウ云  
フコトニナツテ來ルコト、思ヒマス、是  
ハ一面カラ言ヘバ喜ブベキコトデアリ  
マスガ、國庫負擔ガ増加スル度ニ教員  
ガ優遇ヲ受ケルノデアリマス、然ルニ  
將來町村長ガ教員ノ俸給ニ關係ガナイ  
ト云フコトニナルト、サウシテ國家——  
衆議院ダケガ此問題ニ關係スルコトニ  
ナリマス、此俸給ノ増額ハ他ノ官吏ノ  
平均給トノ權衡上困難ニナツテ來ルノデ  
今日教員ノ優遇ガ進ミツ、アル時ニ當  
テ其出鼻ヲ挫クト云フ意味ニナリマス  
カラ、此點ヲ憂ヘテ居ルノデアリマス、  
今日ハ町村長諸君ガ關係シテ居ルカラ  
競ッテ優遇スルノデ、好イ結果ヲ見テ居  
リマスガ、ソレガドウ云フ風ニ片付ケ  
ラル、カト云フコトヲ疑ッテ居リマス、  
第二ハ分配ノ方法デアリマス、今分  
配ヲ致シテ居リマスノハ、教員ノ數ト兒  
童ノ數ニ應ジテ之ヲ分配致シテ居ルノ  
デアリマシテ、而モ割合ハ市ニハ少ク、  
町村ニハ多イ、而シテ特別町村ニ更ニ  
多イ、斯ウ云フ風ニ段々財政ノ豊カナ  
ラザル方ニ多ク廻ルヤウニ分配サレテ  
アル、而モソレガ分配サレテ來タ村デ  
ハ、其分配ノ金額ニ拘ラズ俸給ヲ出シ  
テ居リマシテ、或村デハ小學校ノ教員  
ノ俸給ハ分配サレル金額ノ倍以上モ出  
シテ居ル所モアレバ、或村ニ行キマス  
ト教員給ノ中ノ七割モ八割モ分配サレ

タ金額デ賄ッテシマツテ居ル所モアツテ、  
其教員ノ俸給ノ間ガ都合好ク圓滿ニ行ッ  
テ居リマス、然ルニ之ヲ國庫カラ全額  
ヲ負擔スルト云フコトニナルト、之ヲ  
ドウ云フ風ニシテ分配スルカ、全部町  
村ハ教育費ヲ出サナイ、ソコデ恐ラク  
斯ウシナケレバ都合ガ付クマイト思ヒ  
マス、各府縣ニ依リ、或ル一定ノ金額ヲ  
渡シテ置ク、サウシテ其中デ各府縣デ  
適當ニ教員ノ俸給ヲ決メテ分配スル、  
斯ウ云フコトデナケレバナラヌ、然ル  
ニサウヤラズニ教員ノ一人々ノ俸給  
金額ヲ國家ガ決メルト云フコトハ、到  
底不可能デアリマスカラ、各府縣ニ於  
テ之ヲ定メテ賄フ、各府縣ノ自由裁量  
ニ委セル、斯ウ云フコトニシナケレバ  
始末ガ付クマイト思ヒマス、サウスル  
ナラバソレハドウ云フ風ニ各府縣ニ  
金額ヲ分ツカ、斯ウ云フコトニナリマ  
スト、各府縣ノ教員給並ニ之ヲ兒童  
數ニ依テ之ヲ分ツテ行ク、斯ウ假定  
致シマス、都市ニハ僅ノ金額シカ  
振當ガ行カナイコトニナルノデアリ  
マス、大都市ヲ含ム府縣ナドハ、他ノ  
極ク田舎ノ府縣ト同ジ金額シカ行カ  
ナイノデアリマスカラ、到底此教員ノ  
俸給ヲ支拂フコトガ不可能ニナルノデ  
アリマス、田舎ノ教員ト東京市ノ教員  
ト同ジ俸給デ働ケト云フコトニナリマ  
スト、到底東京市デハ生活ガ出來ナイ、  
ノミナラズソノ所ニ教員ニ來ル者ハ  
ナイノデアリマス、斯ウシテ教員ヲ得

ラレナクナツテシマフノデアリマスカ  
ラ、此方法デハイカナイ、矢張俸給ヲ澤  
山出サナケレバナラヌ所ハ澤山配當ス  
ルヤウニ仕組マナケレバナラヌト思フ、  
斯ウ云フ風ニ仕組ミマスレバ都市ニ金  
額ガ多ク廻ッテ來ルト云フコトニナル、  
サウスルト元來此國庫負擔ノ目的ハ實  
ハ農村ノ負擔ヲ輕減シタイト云フコト  
ニ在ルノデアリマス、即チ國家ノ收入  
ハ大體カラ申シマスナラバ、町村カラ  
來ルモノヨリモ市カラ來ルモノ、方ガ  
多イカ、若クハ同等ニアルノデアリマ  
ス、非常ニ多ク大都市カラ財源ヲ得テ  
居ルノデアリマス、其都市カラ得テ居  
ル財源ヲ地方ニ分配スルト云フコトデ、  
ソコデ負擔ノ公平ニナラヌト云フコト  
デ、茲ニ義務教育費ノ國庫負擔ノ問題  
ガ出テ來テ居ルノデアリマス、デアリ  
マスカラソレガ其目的ニ適ハヌト云フ  
コトニナツテシマヒマシテ、成程田舎カ  
ラ見マスナラバ、町村ノ負擔ハ一面カ  
ラ見マシテ無クナツタケレドモ、所得稅  
トカ色々ナモノハ拂ハナケレバナラヌ、  
若シソレガナケレバ所得稅ナドハ輕減  
セラレル譯デアリマスカラ、隨テ農村  
ノ方デハ馬鹿ヲ見タト云フコトニナツテ、  
國費ノ取上ダラレタモノハ非常ニ多數  
ヲ都會ニ持ッテ行カレルコトニナツテ、  
是デハ農村振興ノ精神ニ違反スルコト  
ニナルノデアリマス、ソノミナラズ、此日  
本ト云フ國ハ北ノ端カラ南マデ實ニ複  
雜ナル事情ガアルノデアリマシテ、茲

ニ色ニナ生活ノ經濟狀態ガ異リテ居ル  
ノデアリマシテ、非常ニ多額ヲ要スル  
所モアレバ、少額デ宜イ所モアル、之ヲ  
旨ク適當ニ處置シテ行カウト思フナラ  
バ、其分配ノ方法ハ中々困難ニナルノ  
デアリマス、ソレカラサウ云フ風ニ何  
等カノ標準デ教員ノ數ニ依テ割當テ  
ト致シマシテモ、教員ノ數ト云フモノ  
ヲドウシテ決メルカト云フコトガ又中  
中困難デアリマス、東京府ノ教員數何  
人、福島縣ノ教員數何人、斯ウ云フコト  
ヲ決メルコトハ非常ニムツカシイノデ  
アリマス、何トナレバ今日日本ノ小學  
校ノ一學級ノ兒童數ハ多過ギテ困リ  
居ル、一學級ノ兒童數ヲ三十人位ニシ  
タイト云フコトハ誰モノ希望デアリマ  
ス、所ガサウ云フコトヲスレバ各府縣  
デハ校舍ヲ建築シナケレバナラス、ソ  
レハ地方ノ負擔ニナルノデアリマス、  
サウ云フコトノ爲ニ教員ノ數ガ増加ス  
ル、或ハ茲ニ專科教員ヲ置クト云フコ  
トハ段々盛ニナツテ來テ居ル、現在アル  
教員ノ數ヲ基準ニスルカ、將來何人置  
クト云フコトヲ命令スルカト云フコト  
ハ、茲ニ非常ナ複雑ナ關係ガ起ツテ來  
マシテ、教員數ヲ決メルト云フコトハ  
非常ニ複雑ニナツテ來ル、斯ウ云フコト  
ヲ考ヘテ見マス、簡單ニ國庫ノ負擔  
ヲ今ノ倍ニスレバソレデ濟ムデヤナイ  
カト、斯ウ云フ風ニ簡單ニハ片付カヌ  
ノデアリマス、ソレデ若シモ地方ト都  
會トノ平均俸給ヲヤツテ居ツテ、サウシ

テ生活ノ困難ナ所、物價ノ高イ所ニ向  
テハ、ソレダケ各地方カラ特別加俸ヲ  
出セバ宜イデヤナイカト云フ議論ガア  
ルノデアリマス、若シサウナルト云フ  
ト義務教育費中教員給ノ七割若クハ全  
額ヲ國庫ガ負擔スルト云フ主義ニ反シ  
テ、是ガ全ク破レテシマフノデアリマ  
ス、少クトモ教員ガ受ケル俸給ノ全部  
ヲ國庫ガ負擔シナケレバナラスト云フ議論  
ハ成立タナイノデアリマス、一部分ヲ  
以テ生活費ノ程度ニ應ジテ各地方ニ於  
テ、適當ニソレ以上ニヤレト云フコト  
デアレバ、是ハ又各地方デ競争ガ起ツテ  
參リマシテ、町村ノ負擔ガ又多クナツテ  
來ル、斯ウ云フコトニナルノデアリマ  
ス、其議論モアリマシテ、本俸ダケヲ國  
庫ガ支給シテ、各地ノ事情ニ應ジテ任地  
俸ヲ各地方ニ於テ支辨セヨト云フ議論  
ヲ先年私共ノ同僚建部議員ガ提出致サ  
レテ、建議案ハ通過致シテ居リマス、昨  
年ノ帝國聯合教育會ニ於テハ其事ヲ決  
議シテ居リマスガ、是モ亦非常ナ困難  
ガアルコトハ分ツテ居ルノデアリマシ  
テ、此本俸ト任地俸トノ區別ヲシテ居  
ル所ハ佛蘭西ニアルノデアリマスガ、  
佛蘭西ハ極メテ事情ガ簡單デアリマス  
カラ是ガ行ケルノデアリマス、比較的  
纏々國デアリマシテ、生活ノ事情ガ餘  
リ異ラナイ、而モ其俸給ハ極メテ機械  
的ニ作ツテアリマスカラ是ガ出來ル、又  
英吉利ハ教員ノ俸給ノ六割ヲ國庫ガ負  
擔ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、其六

割ハ一ツノニ付テ六割ヲ負擔スルノ  
デアリマシテ、日本ノ今ヤツテ居ル半額  
トカ半額以上ト云フノハ、合計ノ半額ニ  
付テ言ツテ居ルノデアツテ、各村ノ教  
員ノ受ケル俸給ノ半額トカ六割ト云フ  
コトニハナツテ居ナイノデアリマス、英  
吉利ハ各教員ノ受ケル俸給ノ六割ヲ國  
庫ガ負擔スルコトニナツテ居リマス、而モ  
英吉利ハドウカト居フト、倫敦ヤ「リバ  
ブル」等ノ大都市ハ田舎ト補給額ヲ  
異ニシテ、確カ四ツニ別ケテ俸給表ヲ  
作ツテ居リマス、其土地ノ經濟狀況ニ應  
ジテ俸給表ヲ拵ヘテ、之ニ依テ國庫ガ  
負擔ノ基準ヲ作ツテ居ルノデアリマス、  
是ナラバ又仕易イ點ガアルノデアリマ  
スガ、全額負擔ニスルト矢張困難ガ起  
ル、斯ウ云フ困難ガ起ルカラシテ私共  
頃考ヘテ居ル問題ハ、是ハ又教育社會  
ニ於テモ時々問題ニモナツテ居ルノデ  
アリマスガ、要スルニ義務教育費ノ國  
庫負擔問題ハ、負擔ノ公平ガ目的デア  
リマス、甲ノ町村ト乙ノ町村ト較ベテ、  
兒童數ハ大概同ジデアリマス、然ルニ  
片一方ニ金持ガアル、片一方ニ金持ガ  
ナイト云フト、茲ニ負擔ノ不權衡ヲ來  
スコトニナル、ドウシテモ負擔シナケ  
レバナラヌモノデアツテ、其經費ガ地方  
費デアラウト國費デアラウト同一デア  
リマスカラ、ソレガ不公平ニナル、其負  
擔ノ公平ヲ期センガ爲ニハ府縣費ノ支  
辨ニスル、教員ノ俸給ハ府縣費デ支辨  
スル、サウスレバ其縣内ノ町村ノ間ノ

不均衡ガ全部除カレテシマヒマシテ、  
適當ニ按分スルコトガ出來ル、其所ハ  
府縣デ定メマスカラ、其地方ニ適合シ  
タル俸給ヲ定ムルコトガ出來ル、之ニ  
對シテ國庫ガ全部ノ約六割ニ達スルト  
カ七割ニ達スルトカ、帝國聯合教育會  
ニ於テハ七割ヲ決議致シテ居リマスガ、  
其金額ヲ國庫カラ持ツテ來テ、斯ウ云フ  
ヤウニスレバ其所ニ調和ガ取レルノデハ  
ナイカト云フコトヲ今考ヘツ、アルノ  
デアリマスガ、此點ヲ能ク考ヘテ頂キ  
マセヌト、全部國庫ガ負擔ヲスルト、俸  
給ガ上ルト云フ、優遇問題ニモ影響ス  
ルノミナラス、之ヲ機械的ニヤルト其間  
ニ非常ナ混雜ヲ來シテ、教育ガ形式化  
シテシマフト云フ憂ガアル、斯ウ云フ  
點ニ疑ヲ持ツテ居ルノデアリマス、私共  
ハ慎重ニ考慮ヲスル必要ガアルト思ヒ  
マス、斯ウ云フコトヲ實ハ先日十分申  
上ゲタカッタノデアリマスケレドモ、時  
間ガナイノデ是ハ申上ゲルコトガ出來  
ナカッタノデアリマスガ、私共ノ間ニハ  
能ク考慮致シテ居リマス、ドウカ提案  
者ニ於カレマシテモノレ等ノ點ヲ能ク  
御考慮ヲ願ヒ、又委員諸君ニ於カセラ  
レマシテモ十分御攻究ヲ願ツテ、適當ナ  
ル方法ヲ講ゼラル、ヤウニ願ヒタイ、  
サウ云フ事ニ付テ何カ御考ガアル點ガ  
アリマスレバ、伺ツテ置キタイ、斯ウ云  
フ風ニ思フノデアリマス、是ハ質問ト  
云フヨリハ私ノ意見ニ屬スルカモ知レ  
マセヌガ、サウ云フ問題ヲ提供シテ、サ

ウシテ是ハ一億四千萬圓ニ達スル國費  
上ノ大問題デアリマスカラ、十分方法  
ヲ攻究シテ置ク必要ガアラウト思ヒマ  
シテ、此點ヲ申上ゲタ次第デアリマス  
○湯淺凡平君 色々御尤ナ御意見ヲ伺  
ヒマシタガ、別段御質問ト云フノデア  
リマセヌカラ、私ハ提案者ノ説明ノ義  
務ダケヲ盡シテ終リタイト思ヒマス  
○堀田委員長 他ニ御質問ハアリマセ  
ヌカ——他ニ御質問モナイヤウデアリ  
マスカラ、今日ハ此程度ニ止メテ置キ  
タイト思ヒマス、追テ開會ノ日時ハ公  
報ヲ以テ御知ラセ致シマス  
午前十一時一分散會